

令和6年第10回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月10日（木） 午後1時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議 案 別添のとおり
4 出席委員

1 番	水野 一男	2 番	檜山 眞弓	3 番	青山 政弘
4 番	飯田 士朗	5 番	大曾根 栄	7 番	助川 操
8 番	福田 和一	9 番	宮田 幸男	10 番	石崎 甲一
12 番	峯島 勝則	13 番	内田 和幸	14 番	海野 浩行
15 番	綿引 桂太	16 番	大森 龍一	17 番	會澤 留美
18 番	鈴木 洋	19 番	根本 衛		

5 欠席委員

6 番 鈴木 久夫 11 番 佐川 茂

- 6 議事録署名人 16 番 大森 龍一 委員
17 番 會澤 留美 委員

議 長 ただ今より、令和6年第10回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は17名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会
は成立いたします。

議事録署名人は 16 番 大森 龍一 委員
17 番 會澤 留美 委員

のお二人をお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第4号まで、一括上程いたします。

議 長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可につ
いてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 （ 議案第1号の説明 ）

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業
の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満た
しているものと思料いたしました。

議 長 ただ今、説明のありました9件について、ご意見をお伺いします。

4 番 7番ですが、営農をしていない人ですが、許可できるのですか。

事務局 図面の申請地の上にある家が自宅です。自宅で家庭菜園を行っております。また、申請地は母親が耕作しており、そこを購入し耕作を引き継ぐものなので、許可相当と判断しました。

4 番 隣接地でなくても、機械等があれば新規参入ができるようになったのか。

事務局 下限面積の要件がなくなったので、営農計画を確認し、適正な営農が可能と判断できる場合には、許可相当と判断しています。

議 長 他にご意見がないようですので、議案第1号についてすべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件については、30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 （ 議案第2号の説明 ）

議 長 ただ今、説明のありました1件について、ご意見をお伺いします。

（ 「なし」と呼ぶ声あり ）

議 長 なければ、議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員ですので、議案第2号について、許可と決定いたします。

議 長 議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、30アール未満の案件は、当委員会で可否の決定をし、30アール以上の案件については、当委員会で可否の決定をしたのち、後日行われる常設審議委員会に諮問するものです。

事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第3号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました8件について、ご意見をお伺いします。

15番 1番ですが、始末書の内容は何ですか。

事務局 当初の許可は、譲渡人が発電事業と営農をどちらも行うことで許可をしました。許可後、発電事業を譲受人に譲りましたが、計画変更をせず、今回の更新を迎えました。そのため、始末書を提出してもらいました。同様の理由で、7番についても始末書を提出してもらいました。

4番 4番ですが、農地であることが分かったうえで宅地として利用していたのか。

事務局 この住宅は、都市計画法の線引き前に建築されたものです。売買契約を結び、所有権移転登記をしようとしたましたが、農地法の許可申請をしていないため所有権移転ができず、裁判所に申し出ました。裁判所から農地法5条による所有権移転許可申請の手続きをせよとの判決に基づく申請です。

議 長 他にご意見がないようですので、8件について、すべて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第4号につきましては、報告事項のあと、休憩をとってから審議したいと思います。

議 長 報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、3件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、1件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、6件ありました。

議 長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は午後2時10分からとします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。
議案第4号は、農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画(案)について、農政課より説明を求めます。

農政課 (議案第4号の説明)
今回の議案は現在基盤整備を進めている新木崎地区の案件です。
補助を受けるため、農地中間管理機構とおした貸借契約を結んでいます。

議 長 農政課より説明のありました件について、ご意見をお伺いします。

4 番 基盤整備が始まるのに、なぜ賃貸契約をするのか。

農政課 地元の地権者と耕作者で話し合った結果、使用貸借の方や賃貸借の方がいます。

4 番 基盤整備を行うと休耕となり収入が無くなると思うが。

事務局 基盤整備により一時休耕となりますが、その後も貸借は続くものなので、申請をしています。

議 長 他にご意見がないようですので、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、議案第４号については、承認することに決定いたします。

議 長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和６年第１０回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 午後２時２０分